

水門・陸閘自動閉鎖システムに係る 整備の進捗状況及び 運用開始に向けた今後の進め方について

県民みんなで力を合わせ 希望に向かって 一歩ずつ

がんばろう！岩手

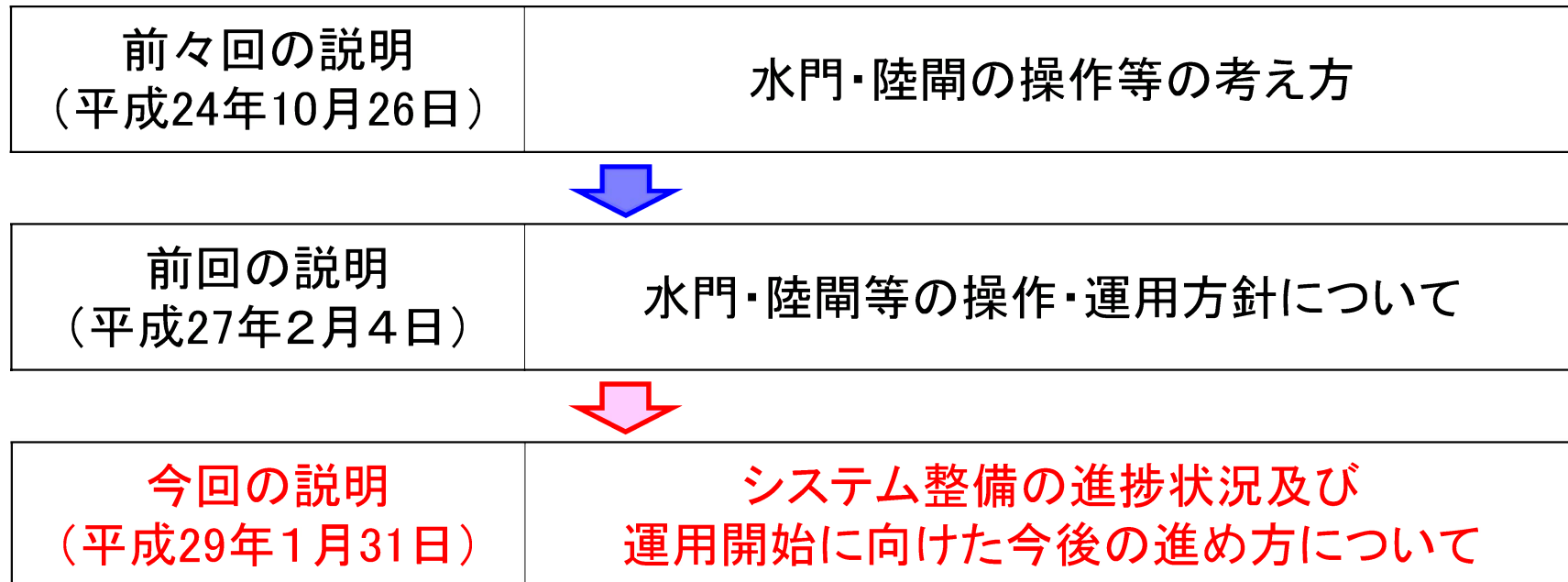
平成29年1月31日（火）

本日の説明内容

水門・陸閘の遠隔化については、これまで二度委員会に御説明しております。
 平成27年2月の説明後、同年12月に衛星通信系整備工事、平成28年度に安全警報設備整備工事を発注し、水門・陸閘の運用開始に向け関係市町村の御理解と御協力をいただき進めている状況です。

本日は、システム整備の進捗状況及び運用開始に向けた今後の進め方について御説明し、御意見をいただくものです。

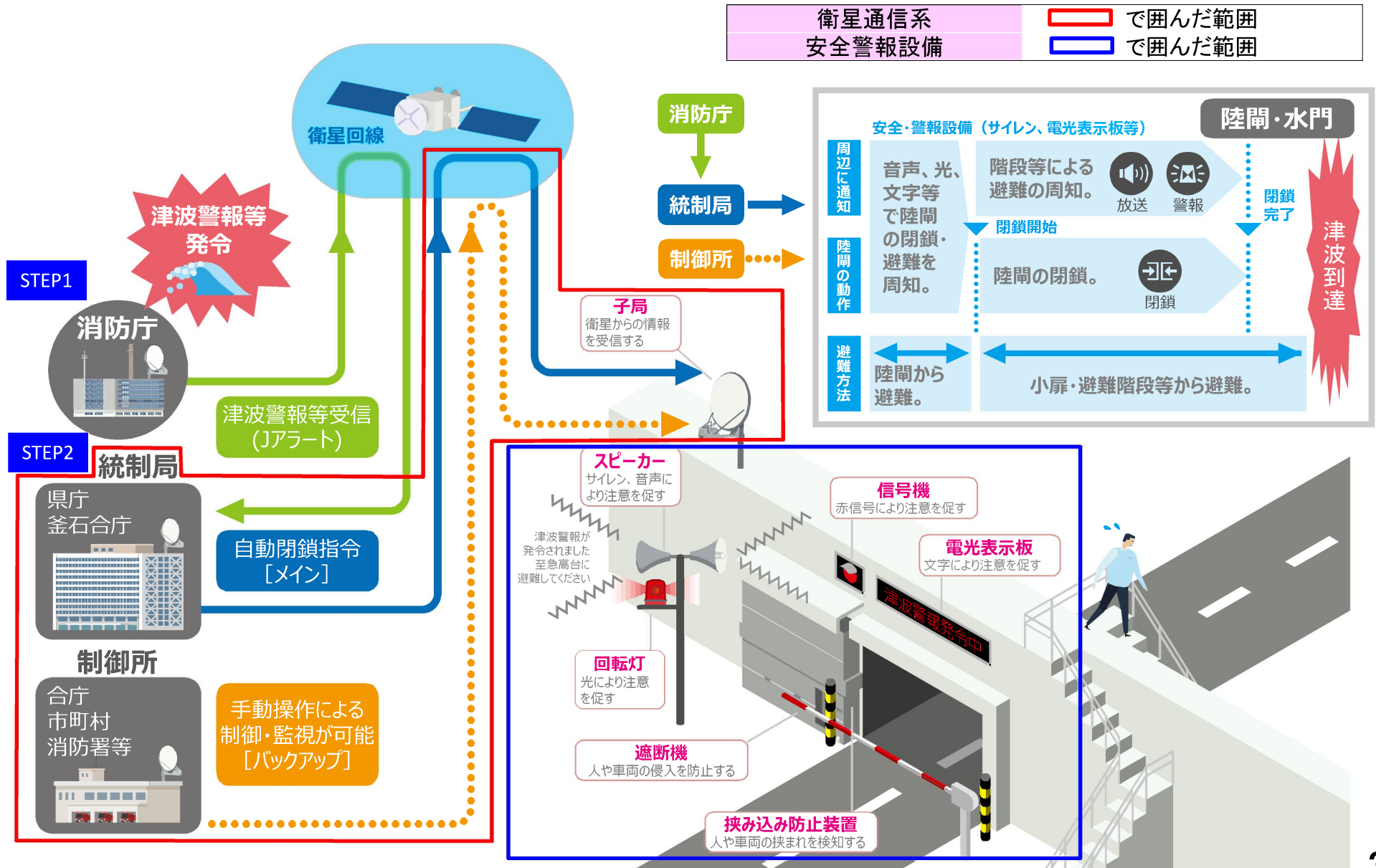
参考:これまでの説明内容



本日の目次

1	水門・陸閘自動閉鎖システムの概要
2	水門・陸閘自動閉鎖システムの整備に係る工事の進捗状況
3	運用開始に向けた今後の予定について
4	操作規則の策定について
5	水門・陸閘の操作に係る基本的な考え方
6	広報について

1.水門・陸閘自動閉鎖システムの概要



2.水門・陸閘自動閉鎖システムの整備に係る 工事の進捗状況

○水門・陸閘自動閉鎖システムに関連する工事は次のとおりです。

- (1) 水門・陸閘自動閉鎖システムの根幹部である統制局、制御所、子局等を整備する「**衛星通信系整備工事**」
- (2) サイレン等の安全警報設備を整備する「**安全警報設備整備工事**」

参考：水門・陸閘自動閉鎖システムに係る工事一覧

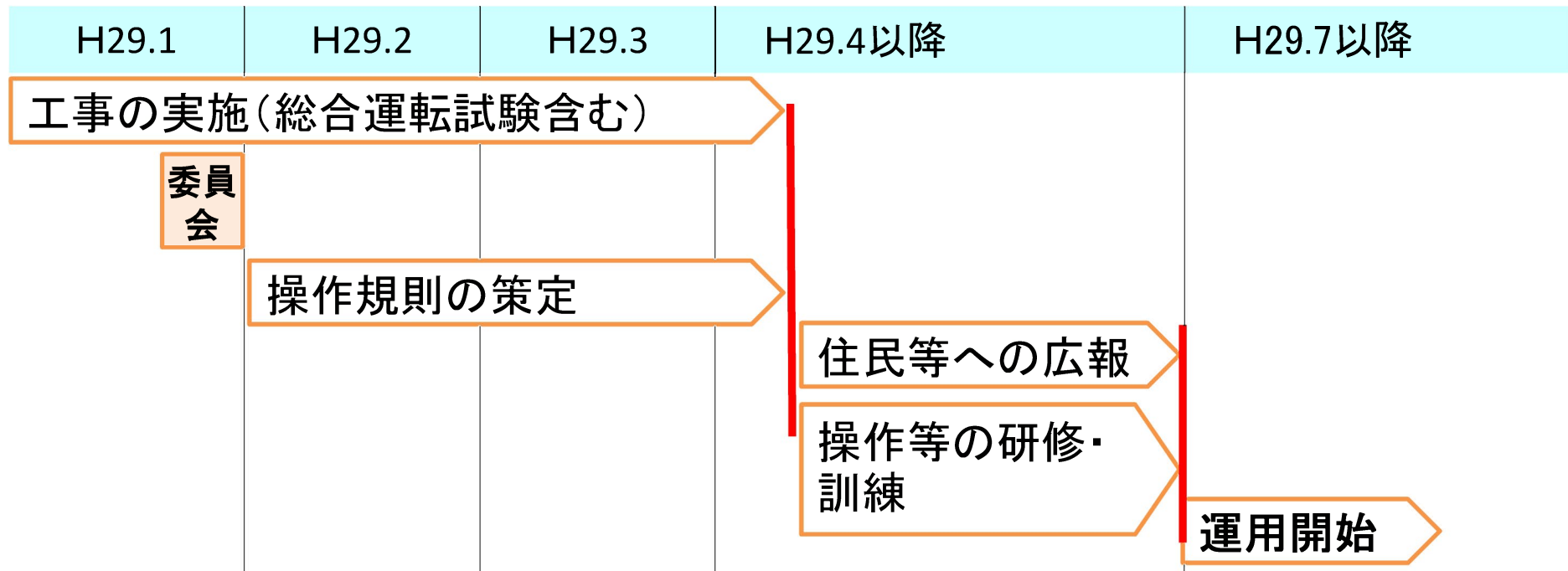
項目	工期	現時点での進捗状況
衛星通信系	平成27～30年度	操作機器等の設置
安全警報設備	平成28～31年度	設計仕様の精査

3.運用開始に向けた今後の予定について

今後、防潮堤等の海岸保全施設の完成とともに、水門・陸閘も完成いたします。
このうち、水門・陸閘自動閉鎖システムについては、もっとも早いもので概ね平成29年7月の一部運用開始を予定しています。

その後は水門・陸閘設備が完成した都度、順次運用してまいります。

参考：平成29年7月の一部運用開始に向けたスケジュール
(対象施設：宮古市 神林地区海岸 2基、高浜地区海岸 4基、
大船渡市 合足農地海岸 2基 計8基)



4.操作規則の策定について

○操作規則(海岸法第14条の2)とは

各水門・陸閘で操作に必要な事項を策定するもの。

操作規則への具体的記載内容(海岸法施行規則第5条の6)

- (1) 操作の基準に関する事項
- (2) 操作の方法に関する事項
- (3) 操作施設の操作の訓練に関する事項
- (4) 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項
- (5) 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項
- (6) 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
- (7) その他操作施設の操作に関し必要な事項

この各水門・陸閘の操作規則の策定にあたって、県内の水門・陸閘の操作に係る基本的な考え方を示します。

5.水門・陸閘の操作に係る基本的な考え方

○水門・陸閘の操作に係る基本的な考え方について、原則は次のとおり

- (1) 津波注意報、警報、大津波警報(以後、津波警報等という)の発令で閉鎖
- (2) 地震発生後、約9分(※)で閉鎖完了(水門・陸閘自動閉鎖システムの最短閉鎖時間)
- (3) 津波警報等の解除で開放

参考:閉鎖時間の目安(最短の場合)

※約9分の内訳 下記表の①合計

※なお遠地地震の場合、Jアラート発令から約6分で閉鎖完了 下記表の②合計

	①	②	
津波警報等の発令(地震発生→気象庁→総務省)	3分	-	※気象庁HPより
Jアラート発令(総務省→統制局)	1分	1分	
閉鎖命令(統制局→各水門等)	1分	1分	※自動閉鎖システムの設計
閉鎖完了時間	4分	4分	※岩手県海岸保全施設設計マニュアル
合計	約9分	約6分	

しかし、各水門・陸閘が長時間閉鎖することによる社会的影響など、特別な配慮が必要な場合は、下記に示す3項目も水門・陸閘の操作に係る考え方を含めることができます。

考え方(1) 長時間閉鎖することで社会的影響が大きい場合、一定条件を満足した施設は津波注意報時に閉鎖しないことができる

考え方(2) 不特定多数の利用者の円滑な避難へ配慮した、陸閘の閉鎖完了時間を設定することができる

考え方(3) 水門閉鎖の長期化により河川水が市街地へ溢れる可能性があるため、津波注意報時に一部開放することができる

6.広報について

○広報計画(案)

「水門・陸閘自動閉鎖システムの仕組み」等を住民へ周知すること、併せて円滑な避難が確保されるよう、運用前に住民へ次の方法により周知・啓発するものです。

- (1) 県・市町村の広報誌やテレビ・ラジオ・インターネットなど広報媒体を用いた周知・啓発
- (2) パンフレット、チラシ等を用いた周知・啓発
- (3) 住民説明会等開催による周知・啓発

なお運用前に、完成した海岸保全施設(防潮堤、水門等)周辺の施設利用者や地区住民を対象に説明してまいります。

<パンフレットのイメージ>



<住民説明会のイメージ>

